

平成 2 0 年 度

政府予算並びに施策に関する要望

全国市議会議長会は、平成 2 0 年度政府予算並びに施策に関し別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成 1 9 年 1 2 月 3 日

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 藤 田 博 之
(広 島 市 議 会 議 長)

全 国 市 議 会 議 長 会 国 会 対 策 委 員 会
委 員 長 鎚 木 茂 哉
(川 崎 市 議 会 議 長)

目 次

1 . 第二期地方分権改革の推進について	1
2 . 地方議会の権能強化等について	3
3 . 地方議会議員の位置付けの明確化について	5
4 . 消防防災体制の充実強化について	7
5 . 過疎地域の自立促進について	8
6 . 市町村合併に対する支援の拡充について	10
7 . 基地対策関係予算の確保等について	12
8 . 治安対策の強化等について	14
9 . 北方領土返還について	16
10 . 青少年健全育成対策の充実強化について	18
11 . 人権救済制度の確立について	20
12 . 外国人政策の総合的な推進について	21
13 . 地方交付税の増額と機能の強化について	22
14 . 都市税源等の充実強化について	25
15 . 地方債資金の所要額の確保等について	29
16 . 地方公営企業の経営健全化等について	31
17 . 国庫補助負担金の整理合理化について	32
18 . 地域医療保健施策について	34
19 . 国民健康保険制度等について	37
20 . 介護保険制度について	40

21 . 少子化対策等について	42
22 . 社会福祉施策について	45
23 . 雇用対策について	47
24 . 生活環境施策について	48
25 . 文教施策について	51
26 . 農業振興対策について	54
27 . 林業振興対策について	57
28 . 水産業振興対策について	59
29 . 農林水産業共通対策について	61
30 . 食の安全及び消費者の信頼確保対策について	62
31 . 中小企業対策等について	64
32 . 資源エネルギー対策について	66
33 . 交通ネットワーク整備の推進について	68
34 . 自然災害対策の推進について	72
35 . 都市基盤整備の推進について	75
36 . 観光立国の推進について	77

1 . 第二期地方分権改革の推進について

地方分権改革推進法に基づき、本年4月に地方分権改革推進委員会が発足し、第二期地方分権改革がスタートした。

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える住民サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。

しかし、平成18年度までの「三位一体の改革」では、3兆円の税源移譲がなされたものの、我々が求めていた地方の自由度・裁量度を高めるための改革は実現せず、分権改革は未完のままである。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 国と地方の役割分担の見直しと権限・事務・財源の一体的な移譲

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、権限・事務・財源を一体的に移譲すること。

2．国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅な削減によって国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

3．「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

地方の意見が反映されるよう「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

4．分権改革に対応した議会の権能強化

分権改革に対応した議会の権能強化を図ること。

2 . 地方議会の権能強化等について

地方分権改革推進委員会及び第 29 次地方制度調査会が発足し、真の分権型社会の構築に向けた議論が行われているが、今後、第二期改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民の代表機関、当該団体の意思決定機関である地方議会の役割は、一層重要性を増すことになる。

このような中、昨年 of 地方自治法改正により、専門的知見の活用、議長への臨時会招集請求権や委員会の議案提出等の制度が創設されたが、分権時代の地方議会の役割の重要性を考えれば、更なる地方議会の権能強化が必要であり、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定等を撤廃し、議会の自主性・自律性を高め、各議会が自らの判断により権能を行使できるように抜本的な制度改正をする必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 地方議会の権能強化

分権時代にふさわしい地方議会の権能強化を図るため、次の事項を実現すること。

- (1) 議長に議会招集権を付与すること。
- (2) 地方自治法第 96 条第 1 項に規定する議決事件につ

いては、その議決対象範囲を拡大すること。併せて、法定受託事務についても条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

- (3) 予算修正権の制約を緩和すること。
- (4) 首長に、決算不認定の場合及び専決処分不承認の場合の対応措置を義務付けること。
- (5) 市が出資している法人の経営状況の議会への報告については、市が2分の1以上を出資している場合に限り義務づけられているが、この基準を4分の1以上に拡大すること。
- (6) 議会の議決を要する契約、財産の取得・処分に関する政令規定の区分を見直すとともに、金額及び面積を緩和すること。

2. 地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化

地方議会議員選挙における住民と候補者の接点の拡大と政策本位の選挙の推進を図るため、公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めること。

3 . 地方議会議員の位置付けの明確化について

本格的な地方分権時代を迎え、二元代表制のもとで地方議会が住民代表機関として政策形成機能や監視機能を十分に発揮するためには、我々地方議会議員がこれまで以上に議員活動を積極的に展開していくことが求められている。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けについて、地方自治法上明文化されていないことから、議員の職務としての議員活動について、必ずしも十分な理解が得られていない現状にある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 地方議会議員の職責・職務の明文化

地方議会議員の職責・職務について、地方自治法に、例えば、「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない。」旨の規定を設けること。

- 2 . 単なる役務の提供に対する対価としての「報酬」から広範な議員の諸活動に見合う「歳費」(仮称)への改正
地方自治法第 203 条における他の非常勤職から議会の議員に関する規定を分離し、独立の条文として規定するとともに、職務遂行の対価については、単なる役務の提供に対する対価としての「報酬」ではなく、広範な議員の諸活動に見合う「歳費」(仮称)に改めること。

4 . 消防防災体制の充実強化について

近年の社会環境の急速な変化に伴い、火災をはじめとする災害態様はいっそう複雑・多様化の傾向にあり、加えて、地震・風水害等の大規模な自然災害が多発している。

こうした災害に対応する消防防災行政は、市町村が責任をもって処理すべきものとされており、各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後も広く住民の期待に応えるためには、消防防災体制の更なる充実強化が必要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 . 消防広域化事業に対する財政措置の充実

消防組織法の一部改正に伴い広域化対象市町村が広域消防運営計画達成のため実施する事業に要する経費に対し、引き続き必要な財政措置を講ずること。

5 . 過疎地域の自立促進について

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、三次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果をあげたところである。

しかしながら、全国的な人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、さらに生活・生産基盤の弱体化が進んでおり、過疎地域の問題は極めて深刻な状況に直面している。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 過疎地域振興のための新たな制度の創設

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成 22 年 3 月末をもって失効することになるが、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう新たな制度を創設すること。

2 . 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税

源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講ずること。

3．地方税財政改革に当たっての過疎地域への配慮

地方交付税の見直しや、国・地方を通じた税制度の抜本的な改革に当たっては、過疎地域の行財政運営に支障が生じないように十分配慮すること。

6 . 市町村合併に対する支援の拡充について

地方はこれまで自主的な市町村合併の推進に鋭意努力してきたところである。

しかしながら、各市町村は合併に至る過程及び合併後の行政運営等において、様々な問題を抱えており、支援措置の更なる充実が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 合併特例債制度の充実等

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の地方交付税算入率の引き上げを図ること。併せて、合併に必要な新規・継続事業について幅広い活用等ができるよう適切な措置を講ずること。

また、合併市町村に対する普通交付税の算定の特例措置等に係る地方交付税の所要額を確保すること。

2 . 合併新法に基づき合併する市町村に対する支援

合併新法に基づき合併する市町村に対しては、新市町村合併支援プランを拡充するなど、十分な支援措置を講ずること。

3．補助金適正化法の見直し

市町村合併に伴い、合併前の旧市町村が国庫補助金等の交付を受けて整備した類似施設の他用途への転用に当たっては、住民のニーズに応じた公共施設の有効活用を速やかに進めるため、財産処分制限期間の短縮及び補助金返還の免除または地方への権限移譲など、補助金適正化法の見直しを図ること。

4．合併が困難な市町村に対する支援

地理的な理由等により合併が困難な市町村に対しては、地方交付税等による財政支援措置の拡充強化を図ること。

7 . 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 基地交付金・調整交付金の所要額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の所要額を確保すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

2 . 基地周辺対策事業の充実強化

障害防止事業や騒音防止事業、民生安定助成事業等の充実強化を図るとともに、基地周辺対策経費の所要額を

確保すること。

3．日米地位協定の抜本的な見直し

在日米軍基地から派生する事件・事故等、また基地に起因する環境問題から国民の生命・財産を守るため、日米地位協定については、不断の運用改善に努めつつ、抜本的な見直しを行うこと。

8 . 治安対策の強化等について

我が国は世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかし、近年の犯罪は、国際化、広域化、低年齢化が進み、インターネット犯罪が増加するなど、複雑化、多様化している。さらに、本年に入り、長崎市長に対する銃撃事件をはじめ、立てこもり事件など銃器を使用した犯罪が続発し、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致問題に関しては、依然として安否未確認の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 治安対策の強化

(1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取り組みを強化するとともに、留置場・拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。

また、犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

(2) 地方警察官の増員と人口密集地域や犯罪多発地域への重点配備を図るとともに、更なる交番・駐在所の整

備を図ること。

また、警備会社等の活用による地域パトロール等の強化と、国民への意識啓発を推進すること。特に、登下校時の児童の安全確保への取り組みを強化すること。

2．拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致被害者とその家族の支援策の充実を図ること。

9 . 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還の実現は日本国民の一致した願いである。

また、今後、日露両国が平和条約を締結して安定的な日露関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 早期の返還実現

北方領土返還のため積極的な対露外交交渉を展開するとともに、より一層の国民世論・国際世論の喚起を促すための啓発活動や北方四島在住民との相互交流・理解の増進等に取り組み、北方領土の早期返還を実現すること。

2 . 北方領土隣接地域の復興対策

北方領土問題未解決による影響を直接的に受ける北方領土隣接地域における地域疲弊の解消は、これまでの「地域振興」という視点ではなく、国の責任のもとで「復興対策」として実施すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに

実施すること。

10．青少年健全育成対策の充実強化について

将来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、人間性豊かな社会人になることは、国民共通の願いである。

しかしながら、今日の青少年を取り巻く社会環境は、急速な少子高齢化や高度情報化などにより大きく変化し、青少年が多様な人々との交流や実体験を通じて社会性を育む機会が減少するとともに、インターネット等による有害情報の氾濫など青少年の問題行動を助長する環境悪化が進んでいる。

加えて、青少年による凶悪事件の多発に見られるように犯罪の低年齢化が進んでおり、憂慮すべき事態である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．青少年健全育成基本法の制定

表現の自由の保障等に十分配慮しつつ、青少年の健全育成に対する基本理念や方針等を明確にした青少年健全育成基本法を早急に制定すること。

2．総合的かつ効果的な青少年育成施策の推進

「青少年育成施策大綱」に基づき、総合的かつ効果的な青少年育成施策を一層推進すること。

3 . 青少年の非行・犯罪防止対策の充実

相談体制の整備や関係機関の連携を強化するなど、青少年の非行や犯罪の防止対策を充実すること。

11．人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講ぜられてきたが、今日においても、社会的身分、門地、人権、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、最近においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別表現の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国におかれては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、独立性が高く、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。

12．外国人政策の総合的な推進について

近年、我が国への外国人の流入人口が増加しており、外国人が居住する各都市においては、国際交流員の配置など多文化共生のための諸施策を進め、外国人が地域住民として、ともに生活できる環境整備に努めているところである。

しかし、現在の在留管理制度のもとでは、外国人の雇用・労働条件についての法令違反の有無はチェックされず、社会保険への加入や国税・地方税の納入義務を果たしていないといった事例も見受けられる。

よって、国におかれては、日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を確実にするため、外国人の在留管理を適正化するとともに、外国人政策を総合的に企画立案し調整する組織を設置されるよう強く要望する。

13．地方交付税の増額と機能の強化について

現在の地方の財政は、これまで三位一体改革等さまざまな名目の下、分権の趣旨とは無関係に地方交付税の大幅な削減がなされたこと、また、高齢化と人口減少が同時進行するなか、社会保障費が増嵩していること等により、未曾有の財政危機に直面するとともに、地域間格差が拡大している。

このような状況下において、市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供を確保し、地域間格差を是正するには、地方の固有財源である地方交付税の増額とその機能の強化が急務である。

よって、国におかれては、地方の自立した行財政運営を可能とするため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．地方交付税の増額

社会保障関係費が増大し続けるなか、住民生活が守られるよう、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映し、地方交付税を増額すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、法定率の引き上げで対応するとともに、「頑張る地方応援プログラム」の財源については、地方交付税本来の機能を損なわないよう別途確保すること。

2．財源保障機能及び財政調整機能の強化

地域間の財政力格差を是正し、人々の暮らしを支える公共サービスを提供するため、地方交付税本来の機能である財源保障機能及び財政調整機能を強化すること。

3．地方交付税の算定等を通じた確実な財源措置

地域間格差が拡大する中、財政力の弱い地方自治体の安定的な財政運営を確保するため、地方交付税の算定方法の見直しなど、適切な対応策を講じること。

また、景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行すること。

4．「地方共有税」の導入

国の一般会計に計上されている地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

5．地方交付税・地方財政計画の透明化等

地方交付税の簡素・透明化を図り、各地方自治体の地方交付税見積額及び単位費用の積算根拠等について早期に具体的な情報を提供すること。

また、地方財政計画に関する情報について、早期の情報提供と計画策定過程の透明化を進め、地方の意見を反映する仕組みの具体化を図ること。

6 .「中期地方財政ビジョン」の策定

地方自治体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方六団体の参画を得て「中期地方財政ビジョン」を早急に策定すること。

14 . 都市税源等の充実強化について

各都市が地方分権時代に相応しい役割を果たしていくためには、地方税をはじめとする一般財源の充実確保を図るとともに、さらに、地方が担う事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直し、地域偏在性の少ない地方税体系の構築を図るべきである。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない税体系の構築

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5 : 5 とし、国税からの税源移譲により地方税の充実強化を図ること。

その際、消費税等の税源移譲などによる税源の偏在性が少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

2 . 都市税源の充実強化

(1) 個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であることを踏まえ、均等割の引き上げを図ること。

なお、個人住民税については、所得税と同様の現年課税方式とすること。

- (2) 市町村における基幹税目である固定資産税については、引き続き税収の安定的確保を図ること。

特に、償却資産の評価については現行制度を堅持すること。

- (3) 法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。

- (4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺の地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

- (6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

3．地方道路目的財源の充実強化

地方が必要な道路整備を行うに当たっては、自動車関係諸税は、貴重な道路整備の財源となっていることから、その趣旨を踏まえ、現行の税体系を維持するとともに、来春適用期限が来る暫定税率について現行水準を維持すること。

また、道路特定財源のみでは必要な道路整備のための財源が不足している地方の現状に鑑み、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実に努めること。

4．基地交付金・調整交付金の所要額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ交付されていることに鑑み、所要額を確保すること。

5．政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

- (1) 政令指定都市については、地方分権改革を一層推進するためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。
- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管に当たっては、所要全額を道府県からの税源移譲により措置すること。

6．環境税の地方税としての導入

環境税を導入する場合は、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けること。

7．非課税等特別措置の整理縮小等

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

8．政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄付についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

9．非居住者等の受け取る地方公営企業等金融機構等が発行する振替債の利子に係る非課税制度の創設

地方公営企業等金融機構及び公営企業金融公庫の発行する債券の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

15．地方債資金の所要額の確保等について

地方債については、地方自治体の自主性をより高める観点から、平成18年度より許可制から協議制へ移行されたが、地域の実情に応じた生活関連施設等の社会資本整備や個性豊かで活力ある地域づくりを計画的に推進するためには、安定した資金である地方債の所要額を確保することが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．地方債資金の所要額の確保

地域住民の生活に直結した社会資本等の整備を計画的に推進するため、廃棄物処理施設や社会福祉施設等の施設整備に係る地方債資金の所要額を確保すること。

また、地域の自立や活性化に資する地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2．公債費負担対策の拡充

過去に高金利で借り入れた政府資金及び公営企業金融公庫資金については、一定の条件の下、平成19年度より補償金なしの繰上償還等が認められたところであるが、地方自治体の公債費負担の更なる軽減を図るため、繰上

償還又は低金利の借換えについて特段の要件緩和措置を講ずるとともに、高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置の拡充を図ること。

3．合併特例債制度の拡充

合併特例債は、市町村合併後のまちづくりを進める上で、必要不可欠な財源であるため、引き続き所要額を確保するとともに、合併市町村全域における公共施設の整備財源として弾力的な活用ができるよう、適切な措置を講じるとともに元利償還金の普通交付税の算入率の引き上げなど、制度の拡充を図ること。

4．地方公営企業等金融機構への出資に対する財政措置

地方公営企業等金融機構への出資を目的として地方自治体が発行する地方債については、「出資債」の対象とし、可能な限り充当率を引き上げるなど、適切な財政措置を講ずること。

5．地方債の貸付条件の改善

地方債の発行に当たっては、対象事業の拡大や充当率の引き上げ、償還期限の延長等、貸付条件の改善を図ること。

16．地方公営企業の経営健全化等について

地方公営企業は、地域住民の生活の安定と福祉の向上に大きな役割を果たしているが、多様化する地域住民のニーズや環境問題、さらには規制緩和等の諸問題に対処しなければならず、その経営は極めて厳しい状況にある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．公営企業繰出金の所要額確保等

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2．地方公営企業に対する財政措置の充実強化

厳しい経営状況にある公営交通事業及び自治体病院事業の経営基盤強化を図るため、各地域に応じた適切かつ十分な財政措置の充実強化を図ること。

また、地域住民の日常生活に密接に関連する上・下水道事業の施設整備に対する財政措置の充実強化を図ること。

17．国庫補助負担金の整理合理化について

地方分権改革を確実なものにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、国の関与が大きい国庫補助負担金の整理合理化を図り、地方自治体が真に必要なとする分野に限定すべきである。

特に、地方自治体の事務事業として、同化・定着・定型化しているものに係る国庫補助金及び零細補助金等については、速やかに一般財源化するとともに、地方自治体の自主的な対応に委ねることが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．国庫補助負担金の削減

国庫補助負担金の削減に当たっては、財政面における地方の自由度を高めるため、補助負担率を引き下げるのではなく、あくまで国庫補助負担金そのものを廃止し、一般財源化を図ること。

2．国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課するものであり、極めて不

合理であるため、早急に廃止すること。

3．地方の自由度・裁量権の拡大

国庫補助負担金の改革と併せて、地方の自由度・裁量権が大幅に拡大するよう、国による地方への関与・規制の撤廃に取り組むこと。

4．同化・定着・定型化している国庫補助金及び零細補助の一般財源化

地方自治体の自主的な対応に委ねることが適当な分野に係る国庫補助金及び零細補助金については、国と地方の役割分担や費用負担のあり方等を十分検討した上で、速やかに地方へ一般財源化すること。

18．地域医療保健施策について

急速な高齢化の進展や医療ニーズの多様化、医師不足・偏在の問題の深刻化など、地域医療保健を取り巻く環境は大きく変化しており、良質かつ適切なサービスの提供体制の整備が喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．地域医療について

- (1) 地域の医師不足・偏在を解消するため、医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務づけるとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など、抜本的な対策を講ずること。
- (2) 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、地域の実情に応じた医学部入学定員枠の拡大や地域枠の設定・拡大、奨学金制度の構築を図るとともに、十分な財政措置を講ずること。
- (3) 医師不足が深刻な小児科・産科・麻酔科などについては、診療報酬の更なる充実を図るとともに、医師確保のための緊急的な措置を講ずること。
- (4) 都道府県の地域医療対策協議会の取り組みに対する支援を行うとともに、都道府県域を越えた医師偏在の

調整や医師派遣制度を確立すること。

- (5) 女性医師等の出産や育児による離職を防止するとともに、復職を促すため、院内保育所や復職のための研修など、働きやすい職場環境の整備を図ること。
- (6) 看護師の不足・偏在を解消するため、診療報酬上の評価を含めた看護師確保のための抜本的な対策を講ずるとともに、助産師等医療従事者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を講ずること。
- (7) 自治体病院に係る地方交付税措置の充実強化を図ること。

また、総務省において年内を目途に検討している経営効率化に関する数値目標を設けるガイドラインの策定に当たっては、民間が担いきれない不採算医療をカバーするという自治体病院の役割を踏まえ、地域医療の確保に支障を生じることのないよう十分に配慮すること。

- (8) 災害発生時の防災拠点施設となる災害拠点病院等の耐震化事業に対する財政措置の拡充を図ること。

2 . 感染症対策について

新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生予防、発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備を推進すること。

3 . 水道事業について

安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道施設の耐震化、更新・改良事業等に対する財政措置の充実を図ること。

19．国民健康保険制度等について

国民健康保険は、高齢者や低所得者を被保険者として多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加に加え、昨今の厳しい経済状況による収納率の低下等により、国保財政は憂慮すべき状況にある。

一方、政府においては、新たな高齢者医療制度の創設などの医療制度改革を進めているが、国保財政の厳しい現状を打開するためには、制度の抜本的な見直しが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．医療保険制度の一本化について

安定的で持続可能な医療保険制度を確立するため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

2．後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の実施に当たっては、いつでも誰でも平等に医療を受けることができるよう、地域による医療の格差を生じさせない制度とすること。

- (2) 制度開始に伴う高齢者の新たな負担に対して十分配慮するとともに、低所得者に対しては保険料、窓口負担の減免等の措置を講ずること。
- (3) 制度改革に伴って市町村に生じる新たな負担に対し、十分な財政措置を講ずること。
- (4) 電算システムの構築等に要する経費に対し、十分な財政措置を講ずるとともに、個人情報保護など情報セキュリティに十分配慮したものとすること。
- (5) 制度の趣旨・内容についての理解を深めるため、国において積極的な広報活動を行うこと。
- (6) 高齢者医療費負担増の凍結に当たっては、円滑な制度運営に支障が生じないよう所要の措置を講ずるとともに、凍結に伴う影響額の補てんについては全額国の負担とすること。

3 . 財政基盤強化等について

- (1) 国保の財政基盤を強化するため、保険基盤安定制度、高額医療費共同事業等の財政措置の強化を図ること。
- (2) 市町村国保に義務づけられる健診・保健指導や、被保険者証の個人カード化など、増大する事務負担に対して十分な財政支援措置を講ずること。
- (3) 普通調整交付金における保険料収納割合による減額措置を撤廃すること。

4 . 被用者保険の資格情報について

- (1) 被用者保険の保険者が資格喪失者の情報を、国保保険者に通知するよう制度化すること。
- (2) 医療機関から請求のあった診療報酬明細書に記載された資格が実際と異なる場合における資格過誤調整については、医療機関を介さずに保険者間において直接処理できるよう法令を整備すること。
- (3) 厚生年金・共済年金の老齢又は退職年金の受給権を取得した者に対する年金証書の発送時に、国保の退職被保険者に該当する者については、14日以内に市町村に届け出なければならない旨の文書をあわせて送付すること。

20．介護保険制度について

介護保険制度は、平成12年4月の制度発足以降、老後における介護の不安に応える社会システムとして定着してきたが、高齢化の進展や利用者の急増等により給付費が増大し、様々な課題が生じている。

このため、持続可能な制度への再構築に向け、平成17年6月に制度改正がなされたところであるが、保険者である市町村は厳しい財政運営を強いられ、今後の高齢社会に対応できる制度とするためには、実態に即した更なる見直しと、各自治体への財政支援の拡充が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．介護サービス基盤整備について

- (1) 特別養護老人ホーム等の施設整備、介護サービスを担う人材の確保・養成等の基盤整備に対する財政措置の拡充を図ること。
- (2) 医療制度改革による療養病床の再編成に当たっては、自治体の実情を考慮し、国の施策として老人保健施設等の受け皿整備に必要な支援措置を講ずること。

2．財政措置について

- (1) 介護給付費負担金における調整交付金については、別枠として措置すること。
- (2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。
- (3) 制度改革に伴う電算システムの改修経費等に対し、十分な財政措置を講ずること。

3．介護予防について

新予防給付及び地域支援事業に係る経費については、保険者や被保険者への負担転嫁とならないよう、適切な財政措置を講ずること。

4．低所得者対策について

国が実施している保険料及び利用料の軽減策が不十分であることから、国の責任において、財政措置を含めた低所得者対策の更なる充実を図ること。

5．被保険者及び受給者の範囲の拡大について

被保険者及び受給者の範囲の拡大についての検討に当たっては、保険者である市町村の意見を十分尊重すること。

21．少子化対策等について

昨年末に発表された新たな人口推計では、近年の出生率の低下や寿命の伸びを反映して、これまでよりも急速に少子・高齢化や人口減少が進むという厳しい見通しが示された。

平成18年の合計特殊出生率は1.32と、前年を上回りはしたが、我が国の少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進展に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育つことができるための社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．児童福祉等について

- (1) 各自治体が策定した「次世代育成支援行動計画」が着実に遂行できるよう、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 待機児童の解消及び延長・休日保育、一時保育等多様な保育サービスの提供を促進するため、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 放課後児童健全育成事業を充実するため、財政措置の拡充を図ること。

- (4) 乳幼児医療費に対する助成制度を創設すること。
- (5) 育児休業給付の給付率を引き上げるなど、制度の更なる拡充を図ること。
- (6) 子育て世帯に対する税制上の支援制度の充実を図ること。
- (7) 児童手当制度については、乳幼児加算を増額するなど、国の責任において更なる拡充を図ること。
- (8) 児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大するとともに、母子家庭等自立支援対策の充実を図ること。
- (9) 妊婦健康診査に要する費用に対する負担軽減措置を講ずるとともに、不妊治療に対する助成制度を拡充すること。
- (10) 企業における仕事と育児の両立支援及び働き方の見直しを積極的に推進すること。

2 . 認定こども園等について

- (1) 認定こども園が、利用者の視点に立ち、親の就労の有無にかかわらず教育・保育等が実施できるよう、運営費、施設整備費等に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 認定こども園の地域における子育て支援事業に対し、所要の財政措置を講ずること。
- (3) 幼稚園児保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業に対する財政措置の拡充を図ること。

3 . 児童相談体制について

改正児童福祉法により、市町村の業務として明記された児童家庭相談について、所要の財政措置を講ずること。

22．社会福祉施策について

高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者福祉や生活保護施策、年金制度の充実が必要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．障害者福祉について

- (1) 市町村が実施する地域生活支援事業に対し、十分な財政措置を講ずること。
- (2) 利用者負担に対する軽減措置の拡充を図ること。
- (3) 障害者福祉サービスの供給体制を整備するため、ホームヘルパー等の人材養成や報酬額の水準確保に対し、特段の措置を講ずること。
- (4) 今後、制度改正を行う場合には、十分な周知期間及び施行前準備期間の措置を講ずること。

2．生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、国の責任を後退させることなく、現行の国庫負担率を堅持するとともに、級地区分を地域の実情に即して見直すこと。

3 . 年金制度について

- (1) 社会的な問題となっている年金記録漏れなどの問題については、国民の信頼を取り戻すため、適切な対策を講ずること。
- (2) 国民皆年金の観点から未加入・未納者を解消するため、公的年金の広報等、普及活動の一層の強化を図ること。

23 . 雇用対策について

我が国の雇用環境については、総務省が発表した本年9月の労働力調査によると完全失業者は269万人、完全失業率は4.0%と、改善の兆しは見られるものの依然として厳しい状況にあり、雇用対策の充実が求められる。

また、若年層の雇用情勢は依然として深刻な状況にあり、近年、不安定な雇用や失業、無業という厳しい状況にある若者が増加し、社会問題となっている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 地域雇用対策について

地域住民の雇用と豊かな暮らしを確保するため、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地域における雇用安定・創出の取組みに対する支援を充実すること。

2 . 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

24．生活環境施策について

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動によって生ずる大気、水、土壌などへの環境負荷が増大している。

各自治体においては、環境保全対策、循環型社会への転換を図るための廃棄物処理施設の整備、リサイクル及び廃棄物の減量化等、一層の生活環境施設の整備促進が求められている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．地球温暖化対策について

「京都議定書」の目標達成に向け、効果的な温室効果ガス削減・排出抑制策を講ずること。

2．廃棄物処理対策等について

(1) 循環型社会の基盤整備を推進するため、廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置の拡充を図ること。

(2) 廃棄物の不法投棄については、「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づき実効ある施策を展開するとともに、廃棄物処理法と各種リサイクル関連法の整備に

より、不適正処理の防止対策を講ずること。

- (3) 海岸に漂着したいわゆる「漂着ごみ」の処理に取り組む市町村に対する財政支援措置を拡充すること。
- (4) 産業廃棄物処理施設等による環境汚染等の深刻な事態が発生している自治体もあることから、処理場の立地規制、処理場閉鎖後の安全管理、情報公開など安全で環境に影響を及ぼさない制度を確立すること。

また、排出者責任の原則を強化し、処理コスト・処理責任の実効性を確保すること。

3 . 容器包装リサイクル法について

- (1) 不法投棄の防止、回収率の向上のため、デポジット制度を導入するとともに、市町村が行う分別収集等の経費に対して適切な財政措置を講ずること。
- (2) 循環型社会形成推進基本法の基本原則に則り、リターナブル容器等の普及拡大など、減量効果の高い施策を積極的に推進すること。

4 . 家電リサイクル法について

- (1) リサイクル料金の後払い制が不法投棄の要因となっていることから、販売時における前払い制とするとともに、前払い料金の管理システムを構築すること。

また、現在の品目に加え電子レンジやブラウン管以外の液晶・プラズマテレビ等についても対象を拡大すること。

- (2) 地方自治体が収集した不法投棄家電製品のリサイクル費用については、拡大生産者責任の考え方に則り、製造業者の負担とすること。
- (3) 製造業者ごとに二つのグループに分かれている指定引取場所を統一するとともに、指定引取場所の増設を含め適正な配置を行うこと。

5 . アスベスト対策について

- (1) 学校、医療などの公共施設におけるアスベスト対策を推進するとともに、所要の財政措置を講ずること。
- (2) アスベストの使用実態調査を継続し、適切に情報提供を行うとともに、建築物等のアスベストの除去や解体について、安全な技術・工法の早期確立及び普及を図ること。
- (3) 建築物の老朽化等により、今後、アスベスト廃棄物が大量発生することが予測されることから、無害化処理を促進するとともに、不適正処理対策を強化すること。

25 . 文教施策について

我が国の社会の発展を支える教育は、「国家百年の計」として、国政上の最重要課題に位置付けられ、教育再生に向けて様々な議論が展開されているが、子どもたちの学力低下やいじめ、不登校など、深刻な問題が顕在化している。

各自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など、様々な施策を展開しているが、地域の創意工夫により、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 教育相談体制等について

(1) いじめ、不登校、校内暴力等の問題行動が深刻化していることから、問題を抱える児童生徒への自立支援策及び学校における教育相談体制の一層の充実を図ること。

(2) いじめ問題の解決に当たっては、子どものケアを第一に考え、教育相談体制を核に、福祉、保健、医療等とのネットワークの構築を推進すること。

2．教職員人事権について

公立小中学校の教職員人事権を、中核市をはじめとする自治体に移譲すること。

また、人事権の移譲に当たっては、人材不足に陥ってしまうことのないよう、広域で一定水準の人材が確保される仕組みを構築すること。

3．教育委員会制度について

教育委員会制度については、地方自治体の判断により、設置の有無を選択できる制度とすること。

4．公立学校施設の耐震化等について

公立学校施設については、地震等の非常災害時に児童生徒の生命を守るとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、公立学校施設の耐震化を早急に図るとともに、万全の財源措置を講ずること。

5．子どもの安全対策について

登下校時の通学路周辺の警戒や、防犯教育など、子どもの安全を確保するための各種取組みに対する財政措置の拡充を図ること。

6．特別支援教育について

特別支援教育の実施に当たっては、必要な教職員定数を確保するとともに、学校のバリアフリー化等施設整備

の推進を図ること。

7．文化財について

埋蔵文化財の保管や史跡の保存整備に係る財政措置を拡充すること。

8．奨学金について

意欲と能力のある者が確実に教育を受けることができるよう、奨学金制度を充実すること。

26．農業振興対策について

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあり、食料自給率は先進国中最低の水準に置かれている。

このような状況の下、我が国農業の持続的な発展と農村の振興を図り、食料供給機能を向上させることが急務である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．農業の持続的な発展に関する施策について

我が国農業の安定のため導入された「品目横断的経営安定対策」については、担い手に対する支援策の充実が手厚く図られているが、現在の地域農業を支える小規模農家や高齢農家など、制度の対象とならない農業者に対しても地域の実情に即した経営安定対策を講じること。

また、対象品目の要件緩和を図り、地域振興に対応する農作物を加えることができるようにすること。

2．農地政策の見直しに向けた新たな取組みについて

担い手への農地の面的集積を促進する「農地政策改革関連総合対策」を積極的に推進するとともに、担い手等

による農地利用の促進並びに集落での保全管理等、耕作放棄地の解消のための支援を図ること。

3．中山間地の振興に関する施策について

- (1) 農業の担い手を確保し、定住条件の改善や都市との交流を促進し、活力ある農林業と農村づくりを推進するために、農業生産基盤、生活環境基盤及び都市と農村の交流基盤を総合的に整備し、中山間地域の活性化を図ること。
- (2) 中山間地域の気象条件を生かした園芸作物等の産地体制の充実強化や、消費者ニーズに対応した高付加価値型農業の確立のため、生産基盤の確立と流通対策を図ること。
- (3) 中山間地域における農道・林道は、地域の産業道路としての機能だけでなく、地域住民の生活道路としての機能も有しているところから、その整備促進に向けた支援策の充実を図ること。

4．農村の振興に関する施策について

農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組みと環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援する施策を積極的に推進すること。

5．食料自給率の向上について

- (1) 「日本型食生活」を推進することで、米を中心とし

た国産食材の生産を拡大し、食料自給率の向上を図ること。なお、米の消費拡大のため米飯学校給食の実施強化等の施策を積極的に推進すること。

- (2) 地域農業の活性化を促進する地産地消活動が地域の自主的な取り組みとして定着するための施策の充実を図ること。

27．林業振興対策について

我が国の林業は、木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少や高齢化の進行により、維持・管理が困難な森林が増加している。

森林は国土の保全、水資源の涵養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業・木材産業の健全な発展を図ることが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．新たな森林・林業基本計画に基づく施策について

国土の保全、水源の涵養等、森林の持つ重要な役割を維持するため、新たな森林・林業基本計画に定める「森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標」が着実に達成されるよう、施策を積極的に推進すること。

2．地球温暖化対策について

(1) 京都議定書の目標実現に向け、環境税の導入等を含めた実効ある施策を推進すること。

(2) 森林による二酸化炭素吸収量の確保を目的とした「地球温暖化防止森林吸収源 10 年対策」を効果的・効率的に推進すること。

3 . 国産材利用の促進について

国産材の需用拡大のため、生産、加工及び流通の一体的な整備を図り、木材の安定供給体制を推進すること。

4 . 治山事業の強化について

集中豪雨や台風等による災害を未然に防止し、人家、耕地等を守るため、山地流域における荒廃地域の保全及び森林の維持造成等、治山事業を強化すること。

28．水産業振興対策について

我が国の水産業は、水産資源の枯渇化による漁獲量の減少とそれに伴う漁業経営の低迷、担い手の減少や高齢化の進行により極めて厳しい状況下にある。

我が国の重要な資源である水産物を安定的に確保するためには、水産業の健全な発展が重要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．新たな水産基本計画に基づく施策について

新たな「水産基本計画」に定められた漁村地域の振興及び環境・生態系の保全を重視した施策の展開を積極的に図ること。

2．資源回復計画の着実な実施について

水産資源が総じて減少傾向にある中で、水産資源を回復させるため、現在全国でさまざまな魚種・水域について「資源回復計画」が実施され、その成果に期待が寄せられている現状にかんがみ、「資源回復計画」の着実な実施に向け、今後とも十分な支援を行うこと。

3．水産物に対する消費者の信頼対策について

近年増加の一途をたどる冷凍水産物等の輸入は、我が国の食料自給率減少傾向に一層拍車をかけるものであり、国内水産業振興の立場からも適切な措置を講ずるとともに、「食育」や「魚食普及」キャンペーンなどを積極的に推進し、我が国の水産物に対する消費者の信頼を促進・強化する対策を樹立すること。

4．漁船漁業構造改革総合対策事業の充実強化について

新たに策定された「漁船漁業構造改革総合対策事業」に関しては将来にわたり水産物の安定供給を担う漁船漁業者の育成に資する重要な施策であることから、事業費の増額等、拡充強化を図るとともに、より一層の地域や漁業者の実情に即した施策とすること。

29．農林水産業共通対策について

1．原油価格の高騰について

農林水産業者の経営安定に資するため、原油価格高騰に伴う燃油の急騰や関連する石油製品の高騰に対し、具体的な抑制政策を講じるとともに、農林水産業者への支援策の一層の拡充強化を図ること。

2．担い手の確保・育成について

農林水産業等を維持し、持続的かつ健全なる発展のため、担い手の確保・育成対策の拡充強化を図ること。

3．WTO等貿易交渉について

WTO（世界貿易機関）をはじめ、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等諸外国との貿易交渉においては、我が国の農林水産業等の厳しい現状を十分に考慮し、農林水産業等の安定・発展に資するよう努めること。

特に日豪EPA交渉に当たっては、我が国の重要品目である米、麦、牛肉等の農産品について、関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること。

30．食の安全及び消費者の信頼確保対策について

食の安全確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、BSE（牛海綿状脳症）や高病原性鳥インフルエンザの発生並びに食品の不正表示問題など、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、消費者の信頼回復を図るため、より一層の取組みが求められている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．食品の適正な表示の実施について

食に対する安全と安心を確保するため、製造業者、販売業者等への適正な表示の実施を徹底させること。

また、輸入食材等を含めた食品検査体制を一層強化し、「危害の未然防止」への取組みを推進すること。

2．トレーサビリティシステムの構築の促進について

消費者の信頼を確保するため、コンピュータ技術を活用し、食品の生産・加工・流通等の各段階の情報追

跡が可能なトレーサビリティシステムの構築を促進すること。

3．BSE問題について

BSE問題に関して、輸入牛肉については国の責任において、安全・安心が確保されるよう万全の検疫対策を講ずること。また、国産牛肉に関しては地方公共団体が実施するBSE対策への財政措置を引き続き行うこと。

4．高病原性鳥インフルエンザ問題について

高病原性鳥インフルエンザについては、新たな発生を防止するため、感染経路の解明、防疫対応の徹底等のまん延防止対策の強化を図ること。また、地方公共団体が実施する高病原性鳥インフルエンザ対策については、万全の財政措置を行うこと。

31 . 中小企業対策等について

我が国全体の景気は緩やかに回復しているものの、中小企業の景況は一進一退の状況にある。

このような中、経済・雇用の面で重要な役割を担う中小企業を活性化し、景気回復・雇用拡大をより確かなものにする必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 中小企業への支援について

- (1) 新たに定められた「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に示されている、地域資源を活用した中小企業の商品、新サービスの開発・市場化を総合的に支援すること。
- (2) 中小企業等基盤強化税制やベンチャーファンド等、中小企業の視点に立った支援の拡充強化を図ること。
- (3) 「再チャレンジ支援総合プラン」(平成18年12月策定)に示された、若年層、60歳以上、子育て女性等への就業支援を強力に推進し、特に雇用問題に苦慮している中小企業への人材の確保を図ること。

(4) 原油価格の高騰により収益が圧迫されている中小企業に対する政府系中小企業金融機関のセーフティネット貸付について、中小企業者の実情に即し一層の拡充強化を図ること。

2 . 地域ブランドの促進について

地域団体商標登録制度が昨年 4 月より導入されたところであるが、地域ブランドに対する意識喚起、取組みの促進等を強く図ること。

3 . 皮革排水処理経費について

皮革関連事業者の排出する皮革排水については、関係市町村が処理を行い水質浄化に努めているが、処理に要する費用が大きな財政負担となっていることから、皮革排水処理に対する支援制度を創設すること。

32．資源エネルギー対策について

我が国の資源エネルギー需要は、ほぼ一貫して増加基調で推移しているが、石油等の化石燃料は枯渇の傾向に向かっている。さらに、地球温暖化防止のため二酸化炭素排出量の抑制が急務となっている。

しかしながら、経済発展や国民生活に大きな役割を果たしている資源エネルギーの安定的供給と環境への適合を図ることは重要な課題である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．新エネルギーについて

バイオマス、風力、太陽光などの新エネルギーを利用した発電は環境問題に資するとともに、複数のエネルギー供給源を持つことで、エネルギーの安定供給の確保が可能となることから、普及に向けた積極的な支援を図ること。

2．原子力発電施設及び石油貯蔵施設等について

(1) 原子力発電施設及び石油貯蔵施設等の安全・防災対策の充実により、万全の安全体制を確立すること。

特に原子力発電施設に関しては、耐震性の再点検

等、安全性の一層の強化を図り、周辺住民が安心して暮らすことができるよう信頼を確保すること。

(2) 電源立地地域対策交付金制度、石油貯蔵施設立地対策等交付金制度の拡充強化を図ること。

3 . 鉱業法改正の検討について

自然環境の保全等のため、鉱業法を自然公園法、森林法など関係法令に配慮したものとするとともに、出願の受理に当たっては、自然保護に努力を重ねている関係市町村との事前協議を義務付けること。

4 . 石炭対策について

旧産炭地域の特別な財政需要に伴う、地方交付税等の財政支援並びに特定地域開発就労事業について充実強化を図るとともに、我が国の高度な炭鉱技術の海外移転を推進する「産炭国石炭産業高度化事業」を充実強化すること。

33．交通ネットワーク整備の推進について

道路、鉄道、空港、港湾などの交通ネットワークは、住民生活や地域の経済、社会、産業を支える最も重要な社会基盤である。

地域格差の是正及び均衡ある発展、さらには救急医療や災害に備えるうえから、より一層の整備促進を図る必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．道路整備の促進について

(1) 道路整備の中期計画の作成に当たっては、地域の実情を十分に踏まえ、地域活性化や安全・安心の確保、快適な生活環境の実現に資する道路整備を最優先事業に位置づけ、重点的に推進すること。

(2) 地方が必要な道路整備を行うに当たり、自動車関係諸税は貴重な道路整備の財源となっていることから、現行の税体系を維持するとともに、来春適用期限が到来する暫定税率について現行水準を維持すること。

また、道路特定財源のみでは必要な道路整備のための財源が不足している地方の現状に鑑み、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道

路特定財源の充実に努めること。

- (3) 高速自動車国道の整備計画区間については、早期完成を図るとともに、高規格幹線道路網の早期実現を図ること。
- (4) 高速道路と一体となって道路交通体系を成す地域高規格道路の整備を推進すること。
- (5) 一般国道の慢性的な交通混雑の解消等を図るため、バイパス、環状道路の整備や拡幅整備を促進すること。
- (6) 高速道路の利便性向上及びネットワークの効率的活用を図るため、弾力的な料金設定を行うとともに、スマートICの整備を積極的に推進すること。

2 . 新幹線鉄道の整備促進について

- (1) 基本計画については、早期に整備計画を決定し、全国新幹線鉄道網の早期実現を図ること。
- (2) 整備新幹線の未着工区間については、整備スケジュールを明確化し、全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成を図ること。

また、公共事業費の重点配分による建設財源を確保するとともに、地元負担に対する財政措置の充実強化を図ること。

- (3) 新幹線と在来線間の直通運転を可能とするフリーゲージトレイン(軌間可変電車)の技術開発を推進すること。
- (4) 超電導リニア(超電導磁気浮上式鉄道)の技術開発

を促進するとともに、リニア中央新幹線の早期実現を図ること。

- (5) 並行在来線の経営が成り立つよう、JRから譲渡される鉄道資産については、その取得等に対する財政措置を講じること。

3 . 地域公共交通の活性化及び再生の推進について

地域公共交通の活性化・再生の取組みについて、必要な財源を確保するとともに、税制上の特例措置や地方財政措置などの各種支援の強化を行うこと。

4 . 空港整備の推進について

- (1) 一般空港等においては、滑走路の新設・延長等を推進するとともに、既存施設の機能保持を図ること。
- (2) 空港施設の安全確保及び周辺環境の保全に万全の対策を講じること。
- (3) 空港へ連絡する鉄道、道路の整備など空港への交通アクセス強化を図ること。
- (4) 離島の航空輸送の維持確保を図るため、離島路線の拡充強化、航空機の購入費・運航費等に対する財政措置の充実を図るとともに、「離島空路整備法」(仮称)を制定すること。

5 . 港湾整備等の推進について

- (1) 国際競争力の強化や地域経済の活性化を支援するた

め、国際港湾の機能強化、準国内物流システムの構築等、総合的な物流基盤施設の整備を推進すること。

(2) 循環型社会の実現を図るため、広域的なりサイクル施設の立地に対応したリサイクルポートなど港湾を核とした静脈物流システムの構築や廃棄物海面処分場の整備を促進すること。

6 . 公共交通の総合的な安全対策について

陸・海・空の公共交通における輸送の安全を確保し、事故を未然に防止するため、自動車、鉄道、船舶、航空の各分野において、安全管理の体制を構築するとともに、運輸安全マネジメント評価など公共交通の総合的な安全対策を一層推進すること。

34．自然災害対策の推進について

集中豪雨や台風、地震など自然災害が相次ぐ中、住民が安心して生活できる地域を実現するため、大規模な自然災害対策の更なる充実・強化が急務の課題である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．地震・津波対策について

(1) 地震防災対策の各法律に基づく地震・津波対策について、各種施策の早期具現化を図るとともに、財政措置など支援制度の拡充強化を図ること。

(2) 災害発生時において、避難所等となる公共施設や緊急輸送の役割を担う道路、空港、港湾等の耐震化をより一層推進すること。

また、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修に対する財政措置の充実強化を図ること。

2．治水対策について

(1) 集中豪雨の頻発や台風被害を踏まえ、災害に対する安全度を確実かつ早期に向上させるため、ハード・ソフトの連携による効率的かつ重点的な水害・土砂災害対策を図ること。

また、土砂災害危険箇所等に立地する避難場所等については早急な対策を講じること。

- (2) 「豪雨災害対策緊急アクションプラン」に基づく各種施策の早期具現化を図ること。
- (3) 急傾斜地崩壊対策事業の着実な推進を図るため、必要な予算を確保すること。

3 . 雪害対策について

- (1) 冬期の道路交通の確保のため、道路の除雪・防雪・凍雪害防止事業を推進するとともに、豪雪時の除排雪経費等の急増に対して、財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 豪雪地帯における安全・安心な地域づくりに資するため、克雪住宅の普及を図るとともに、福祉施策と連携した冬期居住施設等の整備促進を図ること。

4 . 災害復興支援について

- (1) 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」に基づく支援を積極的に推進するとともに、制度の更なる充実について検討すること。
- (2) 災害救助法に基づく「住宅応急修理制度」については、早期に同法から分離し、独自の制度として確立すること。
- (3) 被災住宅の再建を支援する住宅再建共済制度を創設すること。

- (4) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金について、要件の緩和を図ること。
- (5) 災害復旧は国の責務であることから、国の負担割合を現行の2分の1から引き上げること。

35．都市基盤整備の推進について

地域住民に快適で豊かな生活環境を提供する都市基盤の整備は、安全性や利便性の観点から、計画的かつ着実な推進が必要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．中心市街地活性化の推進について

地域の中核を担う中心市街地の早期再興を図るため、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく中心市街地活性化への取組みについて、制度要件の緩和、財政措置などの各種支援の充実強化を図ること。

2．下水道整備の推進について

良好な住環境の整備に資する下水道の普及促進を図るため、普及が立ち遅れている地域の下水道整備を推進すること。

また、構造面での耐震化を図るとともに、下水道施設等を活用した浸水・積雪対策を推進すること。

3．都市公園等の整備推進について

豊かな居住環境の形成を図るため、都市公園の整備、

都市緑化、緑地保全の推進及び機能の充実を図ること。

4．地上デジタルテレビ放送の視聴対策について

地上デジタルテレビ放送の完全移行に伴い、新たに受信設備の設置が必要となることから、低所得者に対する視聴対策を講じること。

また、辺地共聴施設のデジタル化改修等に対する支援制度の拡充を図ること。

36．観光立国の推進について

観光は、地域経済の活性化、地域の交流人口や雇用の拡大、国際相互理解の促進など幅広い意義を持つことから、観光立国の実現に向けた振興施策を推進する必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1．「観光立国推進基本法」に基づく「観光立国推進基本計画」の各種施策を積極的に推進すること。
- 2．名所・旧跡に限ることなく、地域が持つ魅力を向上させ、観光に活用する「一地域一観光」を推進すること。
- 3．地元自治体など観光関係者が行う観光を軸とした良好な地域づくりに対し、ソフト・ハード両面による総合的な支援を行うこと。
- 4．観光旅行者の来訪促進に必要な交通網の整備を推進し、観光地へのアクセス強化を図るとともに、観光旅行者が安心して一人歩きできる案内標識等観光情報提供システムの構築を図ること。
- 5．外国人観光旅行者の来訪促進を図るため、入国手続きの円滑化を図ること。